

第6条（政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項に規定する許可の基準）

政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物として条例で定めるものは、前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物（政令第29条の9各号に掲げる区域における建築物を除く。）《1》とする。

本条は、開発行為について規定した第5条の各号に対応する建築行為について規定している。

<審査基準>

《1》「政令第29条の9各号に掲げる区域における建築物を除く。」に係る審査基準については、第5条本文の審査基準《1》～《7》を準用する。

よる許可を受けて建築されたものとして条例第5条第4号の対象となることを規定している。